

○富士見市立地域公民館使用料免除基準及び使用料免除団体の登録手続等に関する要綱

平成17年3月31日

教委告示第7—2号

改正 平成18年1月31日教委告示第3号

平成19年1月25日教委告示第2号

平成21年2月13日教委告示第3号

平成27年3月31日教委告示第6号

注 平成19年1月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域公民館の円滑な利用を図るため、地域公民館の使用料に係る免除基準を定めるとともに、使用料免除に係る団体の登録等に係る手続について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 使用料免除登録団体 次に掲げる要件のいずれにも該当する団体で地域公民館の使用料の免除を受けることができるものとして登録されたものをいう。

ア 相互の合意の下に団体の構成員が自主的かつ主体的に運営していること。

イ 団体の構成員の半数以上が市内に在住し、在勤し、又は在学する個人であり、かつ、市内に当該団体の事務所又は連絡先があること。

ウ 利用しようとする地域公民館の設置目的に該当する利用であること。

エ 別表に定める使用料免除基準のいずれかに該当すること。

オ 会則及び年間の活動計画を有し、かつ、会計処理が明確であること。

カ 3月以上の活動実績を有すること。

(2) 市内目的内届出団体 前号アからウまでの要件のいずれにも該当する団体で教育委員会に届け出たものをいう。

(平27教委告示6・一部改正)

(使用料免除基準)

第3条 地域公民館の使用料に係る免除の基準は、別表に定めるとおりとする。

(使用料免除登録団体の登録申請)

第4条 使用料免除登録団体として登録を受けようとする団体は、使用料免除団体登録申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出するものとする。ただし、教育委員会が認める場合は、書類の全部又は一部の添付を省略することができる。

- (1) 団体構成員名簿(様式第2号)又はこれに代わるもの
- (2) 収支決算書及び収支予算書(様式第3号)又はこれに代わるもの
- (3) 事業報告書及び事業計画書(様式第4号)又はこれに代わるもの
- (4) 団体の会則又はこれに代わるもの

(平19教委告示2・全改、平27教委告示6・一部改正)

(決定通知)

第5条 教育委員会は、前条の申請があったときは、その適否を決定し、使用料免除団体登録承認・不承認決定通知書(様式第5号)により当該申請者に通知するものとする。

(平27教委告示6・一部改正)

(使用料免除登録団体の登録)

第6条 教育委員会は、前条の規定により承認の決定をしたときは、使用料免除登録団体台帳に登録するものとする。

(平27教委告示6・一部改正)

(使用料免除登録団体の利用申請)

第7条 使用料免除登録団体は、地域公民館の利用申請を行うときは、使用料免除登録団体である旨を申し出るものとする。

(平19教委告示2・一部改正)

(登録事項の変更)

第8条 使用料免除登録団体は、第4条の規定による申請事項に変更が生じたときは、使用料免除登録団体変更届(様式第6号)を教育委員会に届け出るものとする。

(平27教委告示6・一部改正)

(市内目的内届出団体の登録届出)

第9条 市内目的内届出団体として登録を受けようとする団体は、市内目的内団体登録（変更）届（様式第7号）に第4条第1号の書類を添えて教育委員会に届け出るものとする。

（平27教委告示6・全改）

（市内目的内届出団体の登録）

第10条 教育委員会は、前条の規定により届出を受理したときは、市内目的内届出団体台帳に登録するものとする。

（平27教委告示6・一部改正）

（市内目的内届出団体の利用申請）

第11条 市内目的内届出団体は、地域公民館の利用申請を行うときは、市内目的内届出団体である旨を申し出るものとする。

（平27教委告示6・一部改正）

（届出事項の変更）

第12条 市内目的内届出団体は、第9条の規定による届出事項に変更が生じたときは、市内目的内団体登録（変更）届を教育委員会に届け出るものとする。

（平27教委告示6・一部改正）

（登録の有効期限）

第13条 第6条及び第10条の規定による登録の有効期限は、当該登録をした日の属する年度の末日までとする。

（登録の取消し）

第14条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する事実があると認めたときは、使用料免除登録団体又は市内目的内届出団体の登録を取り消すものとする。

- （1） 虚偽の申請又は届出をしたとき。
- （2） 条例又は規則に違反する行為があったとき。
- （3） その他教育委員会が特に認めるとき。

2 教育委員会は、前項の規定により取消しの決定をしたときは、使用料免除登録団体・市内目的内届出団体登録取消決定通知書（様式第8号）により当該申請者又は届出者に通知するものとする。

（平27教委告示6・一部改正）

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この告示は、平成17年10月1日以後の地域公民館の利用に係るものから適用する。

附 則 (平成18年1月31日教委告示第3号)

この告示は、平成18年2月1日から施行する。

附 則 (平成19年1月25日教委告示第2号)

(施行期日)

1 この告示は、平成19年2月5日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第4条の規定は、平成19年4月1日以後の利用に係る申請について適用し、同年3月31日以前の利用にかかる申請については、なお従前の例による。

3 改正前の富士見市立地域公民館使用料免除基準及び使用料免除団体の登録手続等に関する要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成21年2月13日教委告示第3号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日教委告示第6号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

別表 (第2条、第3条関係)

(平27教委告示6・全改)

第1 公共用又は公益の目的で利用する場合の使用料免除基準

1 町会、自主防災組織等が利用する場合

(1) 町会(その下部組織を含む。)が町会の事業、会議等で利用するときは、免除する。

- (2) 自主防災組織（富士見市自主防災組織結成・活動支援事業補助金交付要綱（平成7年告示第52号）第2条に規定する自主防災組織をいう。）が自主防災組織の事業、会議等で利用するときは、免除する。
- (3) マンションの管理組合等については、その組織が町会とは別の組織であると認められるときは、免除しない。
- (4) 町会会員の有志で組織された団体で、その構成員が固定化されているものが親睦サークル的な活動で利用するときは、免除しない。

2 福祉ボランティア、福祉団体等が利用する場合

- (1) 市又は富士見市社会福祉協議会に届け出ている福祉団体等が福祉ボランティア又は福祉活動で利用するときは、免除する。
- (2) 障害者福祉、母子福祉、児童福祉、老人福祉若しくは生活保護に係る福祉ボランティア団体又は当事者本人若しくはその家族等が自立を目指すために設立し、及び運営する団体等が福祉ボランティア又は福祉活動で利用するときは、免除する。

3 学校教育に係る団体が利用する場合

- (1) 市内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の教職員又は保護者で構成される団体が教育活動に係る内容の会議等で利用するときは、免除する。

4 子育て支援団体、青少年の健全育成活動団体等が利用する場合

- (1) 青少年の健全育成を主な目的とする団体で特定の分野の育成を目的としない活動をするもの又は公立保育所（特定教育・保育施設及び特定地域型保育施設を含む。）若しくは放課後児童クラブの保護者会が青少年の健全育成又は児童の子育て支援に係る内容の会議等で利用するときは、免除する。
- (2) 青少年の活動団体（未成年者を主な構成員とし、利用責任者が成人者である団体に限る。）で青少年の健全育成及び社会教育を主な目的とする活動を行うものがその目的を果たすために行う活動で利用するときは、免除する。
- (3) 子育て支援を目的とするサークル又は合同保育活動若しくは子育てに係る勉強会等を目的とする子育てサークルがその目的を果たすために行う活動で利用するときは、免除する。

5 老人クラブ、高齢者の介護予防活動団体等が利用する場合

- (1) 市に登録されている老人クラブ又は高齢者の介護予防を主な目的とする団体がその目的を果たすために行う活動で利用するときは、免除する。

6 非営利の社会貢献団体等が利用する場合

- (1) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条に規定する設立の認証を受けた団体が公益活動で利用するときは、免除する。
- (2) 市及び地域の発展に寄与する目的で結成された複数の非営利の団体で構成する連盟又は協会が公益活動で利用するときは、免除する。
- (3) 市内の非営利の社会貢献活動団体が不特定多数の者の利益の増進に寄与する活動をし、かつ、不特定多数の参加を前提とする活動で利用するときは、免除する。

7 その他公共用又は公益の目的であると市長が認めるときは、免除する。

備考 国、県又は市から後援又は協賛の名義の使用許可を得ている場合であっても、その団体が各項のいずれかに該当するか否かにより免除の適否を判断する。

第2 公用で利用する場合の使用料免除基準

- 1 国、県又は市が主催し、又は共催する事業、会議等で利用するときは、免除する。
- 2 学校が教育課程に基づく教育活動で利用するときは、免除する。
- 3 国、県又は市が委嘱し、又は任命した委員で構成する団体がその目的を果たすために行う活動で利用するときは、免除する。
- 4 市に関係する公益社団法人又は公益財団法人がその目的を果たすために行う活動で利用するときは、免除する。
- 5 コミュニティセンター等の指定管理者が行う業務の範囲内で利用するときは、免除する。
- 6 その他公用の目的であると教育委員会が認めるときは、免除する。

様式第1号(第4条関係)

使用料免除団体登録申請書

年 月 日

(宛先)富士見市教育委員会

団体名称(ふりがな)		
代表者	氏名(ふりがな)	
	住所・電話	富士見市 TEL

次のとおり使用料免除登録団体の登録を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

団 体 設 立 年 月	年 月	
活 動	目 的	
	内 容	
	主 な 活 動 場 所	
登 録 要 件	1 町会、自主防災組織等が利用する場合 2 福祉ボランティア、福祉団体等が利用する場合 3 学校教育に係る団体が利用する場合 4 子育て支援団体、青少年の健全育成活動団体等が利用する場合 5 老人クラブ、高齢者の介護予防活動団体等が利用する場合 6 非営利の社会貢献団体等が利用する場合	
構 成 員	合 計 人	市内 人(在住し、在勤し、又は在学する個人) 市外 人
	運 営	・会費を徴収していない ・会費を徴収している(月・年 円)

添 付 書 類	1 団体構成員名簿(様式第2号)又はこれに代わるもの 2 収支決算書及び収支予算書(様式第3号)又はこれに代わるもの 3 事業報告書及び事業計画書(様式第4号)又はこれに代わるもの 4 団体の会則又はこれに代わるもの
免 除 登 録 の 実 績	有(年 月から)、再申請、新規申請

様式第2号(第4条、第9条関係)

団体構成員名簿

団体名： _____ 年 月 日提出

緊急連絡先	氏名 _____	電話 _____ () _____
緊急連絡先	氏名 _____	電話 _____ () _____

No.	氏名	市内	市外	No.	氏名	市内	市外
1				16			
2				17			
3				18			
4				19			
5				20			
6				21			
7				22			
8				23			
9				24			
10				25			
11				26			
12				27			
13				28			
14				29			
15				30			
				計	市内(人)・市外(人)		

※ 市内(在住し、在勤し、又は在学する個人)・市外の欄に○を付けてください。

※ この名簿に記載された氏名及び電話番号は、団体登録事務以外には使用いたしません。

収支決算書及び収支予算書

収支決算書

収支予算書

(年 月 日～ 年 月 日)

(年 月 日～ 年 月 日)

収入の部

(単位：円)

項目	予算額	決算額	説明
会費			
合計			

収入の部

(単位：円)

項目	予算額	説明
会費		
合計		

支出の部

(単位：円)

項目	予算額	決算額	説明
合計			

支出の部

(単位：円)

項目	予算額	説明
合計		

収入決算額 円－支出決算額 円＝ 円は、
来年度へ繰り越します。

様式第5号(第5条関係)

使用料免除団体登録承認・不承認決定通知書

第 号
年 月 日

様

富士見市教育委員会



年 月 日付けで申請のありました使用料免除団体登録申請については、下記のとおり決定しましたので、富士見市立地域公民館使用料免除基準及び使用料免除団体の登録手続等に関する要綱第5条の規定により通知します。

記

1 承認

注意事項

- (1) 免除登録内容に変更があるときは、所定の手続を行うこと。
- (2) 免除登録内容と異なる利用のときは、所定の使用料を支払うこと。

2 不承認

(理由)富士見市立地域公民館使用料免除基準及び使用料免除団体の登録手続等に関する要綱第2条第2号の要件に該当しないため

様式第6号(第8条関係)

使用料免除登録団体変更届

年 月 日

(宛先) 富士見市教育委員会

団体名称(ふりがな)		
代表者	氏名(ふりがな)	
	住所・電話	富士見市 TEL

次のとおり登録内容について変更したいので、関係書類を添えて届け出ます。

団体名称(ふりがな)		
代 表 者	氏名(ふりがな)	
	住 所 ・ 電 話	富士見市 TEL
活 動	目 的	
	内 容	
構 成 員	合 計 人	市内 人(在住し、在勤し、又は在学する個人) 市外 人
運 営	・会費を徴収していない ・会費を徴収している(月・年 円)	
添付書類	1 団体構成員名簿(様式第2号)又はこれに代わるもの 2 団体の会則又はこれに代わるもの	

※ 添付書類については、申請時と変更がある場合のみ提出してください。

様式第7号(第9条、第12条関係)

市内目的内団体登録(変更)届

年 月 日

(宛先)富士見市教育委員会

団体名称(ふりがな)		
代表者	氏名(ふりがな)	
	住所・電話	富士見市 TEL

次のとおり市内目的内届出団体の登録(登録内容の変更)をしたいので、関係書類を添えて届け出ます。

団体設立年月		年 月
活 動	目 的	
	内 容	
	主な活動場所	
構 成 員	合計 人	市内 人 (在住し、在勤し、又は在学する個人) 市外 人
運 営	・会費を徴収していない	・会費を徴収している(月・年 円)

届 出 の 実 績	有(年 月から)、再届出、新規届出
-----------	--------------------

様式第8号(第14条関係)

使用料免除登録団体・市内目的内届出団体登録取消決定通知書

第 号
年 月 日

様

富士見市教育委員会



使用料免除登録団体・市内目的内届出団体の登録については、下記のとおり取消しの決定をいたしましたので、富士見市立地域公民館使用料免除基準及び使用料免除団体の登録手続等に関する要綱第14条第2項の規定により通知します。

記

1 取消年月日 年 月 日

2 登録取消理由

富士見市立地域公民館使用料免除基準及び使用料免除団体の登録手続等に関する要綱第14条第1項第 号に該当するため

様式第1号（第4条関係）

（平27教委告示6・全改）

様式第2号（第4条、第9条関係）

（平27教委告示6・全改）

様式第3号（第4条関係）

（平27教委告示6・全改）

様式第4号（第4条関係）

（平27教委告示6・全改）

様式第5号（第5条関係）

（平27教委告示6・全改）

様式第6号（第8条関係）

（平27教委告示6・全改）

様式第7号（第9条、第12条関係）

（平27教委告示6・追加）

様式第8号（第14条関係）

（平27教委告示6・追加）